



王城寺原演習場における米軍実弾 射撃訓練の実施に関する要望

令和5年3月27日

王城寺原演習場対策協議会



本県の王城寺原演習場におきましては、在沖縄米軍による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施（以下「104移転訓練」という。）が、平成9年度からこれまでに計19回実施され、令和5年度は4月から6月までの間に実施が予定されています。

前回の王城寺原演習場における104移転訓練は、昨年11月から12月にかけて実施されたばかりであり、わずかの期間のうちに次の訓練実施となることから、地元にかかる負担が最小限となるよう、十分な配慮が求められるところです。

これまでの王城寺原演習場における104移転訓練については、大きな事件・事故もなく経過しておりますが、平成22年度及び平成26年度の訓練において、同演習場内で野火が発生し、地域住民から不安の声が挙がる事態もありました。また、前回の104移転訓練では、休日を含み射撃訓練が実施され、その非常に大きく響く射撃音や振動について、住民から不信や不安の声が多数挙がるなど、地元に与える負担が増大しており、遺憾であります。

さらに、近年、王城寺原演習場における他国軍との共同訓練が頻繁に行われており、このような状況からも、地元の負担が増しています。

このため、訓練の実施に当たっては、東日本大震災からの復興に取り組んでいる県民や地域住民に対し、不安や負担を解消するための十分な対応と安全・安心の確保のための万全の対策が求められます。

宮城県並びに大和町、大衡村及び色麻町の地元三町村で構成する王城寺原演習場対策協議会といたしましては、これまでも適時・的確な情報提供をはじめ安全対策等について要望・要請してきているところですが、今回の訓練実施に当たりましても地元の実情を十分踏まえ、別紙事項について誠意を持って対応されるよう強く要望いたします。



要 望 事 項

1 訓練の在り方について

王城寺原演習場での在沖縄米軍による104移転訓練については、平成9年度からこれまでに計19回行われており、同演習場での訓練が恒常化しないために、国として引き続き米国と交渉し、将来的には本県において当該訓練が実施されないようその在り方について十分検討すること。

2 情報提供について

(1) 適時・的確な情報の提供をなお一層行い、地元との信頼関係の構築に努めること。

特に、訓練実施に関する情報については、地元自治体から地域住民等に対して必要な情報を速やかに周知する責務があることから、地元自治体に対し関連する情報を詳細かつ迅速に提供すること。また、地域住民に対しても適時・的確な情報提供に努めること。

(2) 従来から実施されている訓練公開及びブリーフィングは、地元住民の訓練に対する不安や不信感の軽減につながっていることから、今後も継続して実施し、訓練の透明性の確保に努めること。

(3) 万一訓練中に事故・事件が発生した場合は、国の責任において迅速に対応するとともに、県、地元三町村及び地域住民に対し、速やかに情報の提供を行うこと。

特に、平成27年度において、射撃訓練終了の連絡後に、地元自治体への連絡なしに不発弾処理が行われる事案があったことから、必要な情報提供を確実に行うこと。

3 安全対策について

(1) 訓練の実施に当たっては、軍用機等の事故やトラブルが発生している状況などを踏まえ、人員や装備品の輸送も含め、安全対策に万全を期すこと。

特に、平成30年11月に発生した陸上自衛隊饗庭野演習場での砲弾着弾事故を踏まえ、万が一にも同様の事故が発生しないよう、国の責任において万全の対策を講じること。また、訓練に伴う演習場内の出火対策に万全の対策を講じるとともに、万が一発生した場合、地元及び関係機関に確実かつ速やかに連絡すること。

- (2) 米軍の滞在期間中、部隊の秩序と規律が厳格に維持されるよう米軍に申し入れること。
- (3) 米兵の外出については、地元の事情を考慮し、できる限り差し控えるよう米軍に申し入れるとともに、やむを得ず外出する場合であっても、米兵が車を運転することのないよう、また、事件・事故のないように国において万全の対策を講じること。

4 訓練内容について

- (1) 滞在期間については、極力その短縮が図られるよう米軍と調整すること。
- (2) 訓練により発生する射撃音が広範囲にわたり非常に大きく響き、地元住民の負担となっているため、日曜・祝日の射撃訓練は、実施しないよう強く米軍に申し入れ、調整すること。
- (3) 上記と同様の理由により、夜間射撃訓練については、実施しないこと。
やむを得ず夜間射撃訓練を実施する場合には、地元の事情を考慮し、必要最小限度にとどめるとともに時間を厳守するよう米軍に申し入れること。

5 生活環境等について

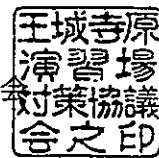
- (1) 住宅防音工事の指定区域の拡大を図るとともに、引き続き当該工事の促進を図ること。
なお、砲撃音に起因する住宅防音工事により設置された空気調和機器の老朽化が進行していることから、その機能復旧を図る対策を講じること。
- (2) 車両走行や航空機運航、火器・弾薬使用による騒音・振動、砂塵飛散、水質汚染等、自衛隊の訓練による影響も含め、必要に応じ適切な対策を講じること。また、演習場付近の農家が、水管理などのために立ち入る際の安全対策等について特段の配慮を行うこと。
- (3) 障害防止事業及び民生安定事業について、地元の要望を踏まえながら一層の整備促進を図るとともに、補助対象施設の維持管理費についても補助対象とすること。また、既存用排水施設の機能低下に伴う機能復旧事業の推進を図ること。
- (4) 保健医療福祉施設や文化・スポーツレクリエーション施設等地域づくりに不可欠な施設の整備について、特段の配慮を行うこと。
- (5) 今後も104移転訓練が継続実施されるのであれば、平成28年度まで交付されていたSACO関係特別交付分の相当額が減額されることなく継続交付され、現在、下半期に交付されている交付時期を、事業の早期着手のため年度当初へ変更されるよう所要の措置を講じること。

令和5年3月27日

(東北防衛局長経由)

防衛大臣 浜田 靖一 殿

王城寺原演習場対策協議会



宮城県副知事 池田 敬之

大和町長 浅野 元

大衡村長 萩原 達雄

色麻町長 早坂 利悦

